

生食発0603第2号
平成28年6月3日

各地方厚生局長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく対応について

「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)に基づき、本年1月22日に「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において、今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」が別添1のとおり取りまとめられました。

これに基づき、当省所管の輸出関連手続のうち、水産食品については別紙1、自由販売証明書については別紙2のとおり改正を行い、本年6月10日より施行することとしましたので、その趣旨を踏まえ、実施についてよろしくお願ひします。主な改正内容は下記のとおりです。

なお、各都道府県知事等宛てに別添2、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会会長宛てに別添3のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 衛生証明書等の発行手続の簡素化、迅速化及び利便性の向上

(1) 電子メールによる発行申請の受付

衛生証明書及び自由販売証明書について、電子メールによる発行申請を可能し、その手続を定める。その実施に際しては、輸出者等関係事業者に対し、発行申請用のメールアドレスを周知するとともに、衛生証明書等の交付についても、料金着払いによる郵送等柔軟な対応をお願いする。

(2) 中国向け輸出水産食品の証明書発行申請時の添付書類の簡素化

- ア 衛生証明書発行申請時に添付することとしている同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査の試験成績書について、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、有効期間を1年間から3年間に延長することとする。
- イ 同一製品を継続して輸出する場合に、証明書発行機関においては試験成績書を保管、参照することとし、有効期間内の申請時の添付を省略できることとする。
- ウ 衛生証明書発行申請時に添付することとしている「中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書」を廃止し、「衛生証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。

2. 衛生証明書の発行対象の拡大（自由販売証明書の発行要件の見直し）

輸出のみを目的として製造・加工された食品であっても、原材料や製造方法等により食品衛生法に従って製造・加工されたものであることが確認できるものについては自由販売証明書の発行を可能とする。

新	旧
<p style="text-align: center;">自由販売証明書発行要領</p> <p>1. 目的 本要領は、輸出相手先国の通関関係機関等に提出又は提示するための、我が国で製造され、国内で問題なく流通可能な食品であることを証する書面(以下「自由販売証明書」(Certificate of free sale)という。)の発行手続及びその他必要な事項を定める。 なお、自由販売証明書は個々の輸出食品の安全性を証するものではない。また、本措置は他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。</p> <p>2. 対象 食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)に規定される食品のうち、日本国内で製造・加工され、小売店等で販売されている形態の食品(別途厚生労働省において衛生証明書の発行を行っている食品を除く。)をいう。</p> <p>3. 自由販売証明書の発行要件 自由販売証明書の発行を受けようとする場合は、以下の要件全てに適合していること。 (1) <u>日本国内で製造・加工された食品であること。</u> (2) <u>日本国内で販売されている又は販売可能な食品であること。</u> (3) 略 なお、輸出者及び関係事業者が本要領に基づく手続きにおいて不正を行ったことが明らかとなった場合、輸出食品が食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に違反することが判明した場合、本来の目的外で自由販売証明書を取得した場合、又はその他相当の理由があると認められる場合には、事実が判明して以後3年間、当該輸出者に対する証明書の発行を行わないこととする。(地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「食品衛生課」という。)において当該事実を把握した場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課(以下「監視安全課」という。)あて速やかに連絡すること。監視安全課においては各食品衛生課に情報提供することとするので、情報提供を受けた食品衛生課は上記対応をとること。 (4)～(5)略</p> <p>4. 自由販売証明書の発行手続</p>	<p style="text-align: center;">自由販売証明書発行要領</p> <p>1. 目的 本要領は、輸出相手先国の通関関係機関等に提出又は提示するための、我が国で製造され、国内で問題なく流通している食品であることを証する書面(以下「自由販売証明書」(Certificate of free sale)という。)の発行手続及びその他必要な事項を定める。 なお、自由販売証明書は個々の輸出食品の安全性を証するものではない。また、本措置は他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。</p> <p>2. 対象 食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)に規定される食品のうち、日本国内で製造・加工され小売店等で販売されている形態の食品(別途厚生労働省において衛生証明書の発行を行っている食品を除く。)をいう。</p> <p>3. 自由販売証明書の発行要件 自由販売証明書の発行を受けようとする場合は、以下の要件全てに適合していること。 (1) <u>日本国内で製造・加工かつ販売されていることが客観的に確認することのできる食品であること。</u> (2) <u>輸出のみを目的として製造・加工された食品ではないこと(商品表示のみ異なる場合を除く。以下同じ。)</u> (3) 略 なお、輸出者及び関係事業者が本要領に基づく手続きにおいて不正を行ったことが明らかとなった場合、輸出食品が食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に違反することが判明した場合、本来の目的外で自由販売証明書を取得した場合、又はその他相当の理由があると認められる場合には、事実が判明して以後3年間、当該輸出者に対する証明書の発行を行わないこととする。(地方厚生局健康福祉部食品衛生課(以下「食品衛生課」という。)において当該事実を把握した場合には、厚生労働省医薬局食品安全部監視安全課(以下「監視安全課」という。)あて速やかに連絡すること。監視安全課においては各食品衛生課に情報提供することとするので、情報提供を受けた食品衛生課は上記対応をとること。 (4)～(5)略</p> <p>4. 自由販売証明書の発行手続</p>

(1) 略

(2) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)により輸出食品の製造者が、食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に基づく改善命令等を受けていないことを製造者に確認すること。

また、輸出のみを目的として製造・加工された食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを製造者に確認すること。

(3) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)及び「自由販売証明書発行申請書」(別紙様式2)並びに「Certificate of free sale」(別紙様式3)を作成(別紙様式3については、1から3、インボイス番号及び輸出日の欄に必要事項を英語で記載すること。ただし、輸出相手先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2に必要事項を英語で記載すること。)し、申請書にある誓約事項に偽りがないことを確認の上、食品衛生法第52条に基づく営業許可書又は条例等に基づく営業許可書等(以下「営業許可書等」という。)輸出のみを目的とした食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類、インボイス、パッキングリスト、輸出食品のパッケージ及び輸出食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写しを申請書類とし、輸出日から起算して地方厚生局の10開庁日の前日までに輸出者の住所を所管する別表に掲げる食品衛生課に提出すること(申請については郵送及び電子メールによる申請も可能とする。郵送による申請の場合は、上記書類と併せ返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封すること。また、申請書の食品衛生課への到着日をもって提出日、返信を行った日をもって発行日として取り扱うので、郵送に係る日数及び開庁日数に留意すること。電子メールによる申請の場合は、別紙によるものとする。)

なお、提出が10開庁日の前日以降の提出となった場合、輸出日の3開庁日前までの証明書の発行が困難な場合があること。

また、営業許可書等の写しについては、都道府県等による原本照合を必要とするが、当分の間、特段の理由がある場合を除き、原本照合が行われていなくても受け付けるものとする。

(4) 略

(5) 食品衛生課は、前記(3)により申請書類が提出された場合には、発行番号を付して輸出日から起算して地方厚生局の3開庁日前までに「Certificate of free sale」(別紙様式3)に平成25年1月7日付け食安発第0107第6号「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」の証明書様式に用いる印を押印(朱又は赤色)し発行すること。(略)

(6) 略

(7) 食品衛生課は、別途連絡する様式を用い四半期毎に証明書発行状況を取りまとめ、翌月の月末までに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛

(1) 略

(2) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)により輸出食品の製造者が、食品衛生法若しくはその関係法規又は関係条例等に基づく改善命令等を受けていないこと、及び輸出食品が輸出のみを目的として製造された食品ではないことを製造者に確認すること。

(3) 輸出者は、「確認書」(別紙様式1)及び「自由販売証明書発行申請書」(別紙様式2)並びに「Certificate of free sale」(別紙様式3)を作成(別紙様式3については、1から3、インボイス番号及び輸出日の欄に必要事項を英語で記載すること。ただし、輸出相手先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2に必要事項を英語で記載すること。)し、申請書にある誓約事項に偽りがないことを確認の上、食品衛生法第52条に基づく営業許可書又は条例等に基づく営業許可書等(以下「営業許可書等」という。)インボイス、パッキングリスト、輸出食品のパッケージ及び輸出食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写しを申請書類とし、輸出日から起算して地方厚生局の10開庁日の前日までに輸出者の住所を所管する別表に掲げる食品衛生課に提出すること(申請については郵送による申請も可能とするが、その際には上記書類と併せ返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封すること。また、申請書の食品衛生課への到着日をもって提出日、返信を行った日をもって発行日として取り扱うので、郵送に係る日数及び開庁日数に留意すること。)

なお、提出が10開庁日の前日以降の提出となった場合、輸出日の3開庁日前までの証明書の発行が困難な場合があること。

また、営業許可書等の写しについては、都道府県等による原本照合を必要とするが、当分の間、特段の理由がある場合を除き、原本照合が行われていなくても受け付けるものとする。

(4) 略

(5) 食品衛生課は、前記(3)により申請書類が提出された場合には、発行番号を付して輸出日から起算して地方厚生局の3開庁日前までに「Certificate of free sale」(別紙様式3)に平成25年1月7日付け食安発第0107第6号「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」の証明書様式に用いる印を押印(朱又は赤色)し発行すること。(略)

(6) 略

(7) 食品衛生課は、別途連絡する様式を用い四半期毎に証明書発行状況を取りまとめ、翌月の月末までに厚生労働省医薬食品局食品安全部監

生・食品安全部監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

視安全課あて報告すること。なお、発行実績ない場合もその旨報告すること。

5 . 略

5 . 略

別表 略

別表 略

別紙 電子メールによる自由販売証明書の発行申請手続

1 . 輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式 5 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて地方厚生局宛てに提出すること。

- (1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を掲載すること。
- (2) 一つの輸出計画書に、同一の地方厚生局が発行する他の衛生証明書の対象となる食品の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- (3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

2 . 自由販売証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、自由販売証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、地方厚生局宛てに送付すること（その際、自由販売証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない）。なお、1 . の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 自由販売証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について地方厚生局と予め調整すること。

別紙様式 1 確認書

別紙様式 1 確認書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

輸出者 住所
氏名 殿

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

輸出者 住所
氏名 殿

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

製造者 住所
氏名

印

製造者 住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

確認書

当社が製造する下記食品については、食品衛生法に適合しており、当該食品を製造する下記施設については、食品衛生法並びにその関係法規及び関係条例等に基づく改善命令、許可の取り消し、営業の禁停止を受けていません。

記

1. ~ 5. 略

別紙様式 2 自由販売証明書発行申請書

1. 略

2. 誓約事項

本申請書に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of free sale)については、輸出しようとする食品が日本国内において流通可能なことを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないことを理解するとともに、自由販売証明書の発行については、円滑な食品の輸出が行われることを目的とした行政サービスの一環であり、事前の通告なしに証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、要領の変更等が行われる可能性があること、また、これらの対応により発生した輸出入関係手続き上のトラブル等により発生した損害等については、厚生労働省は補償できないことを了解します。

また、以下の内容を満たすものであることを誓約します。

(1) (2) 略

(3) 当該食品は日本国内で販売されている又は販売可能な食品であり、食品衛生法に適合していること。

(4) ~ (8) 略

住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 2. 略

3. 本申請書の記載内容を確認することができる関係書類(食品衛生法第52条に基づく営業許可証若しくは条例等に基づく営業許可証等、輸出のみを目的とした食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売し

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

確認書

当社が製造する下記食品については、輸出のみを目的として製造した食品ではなく、当該食品を製造する下記施設については、食品衛生法並びにその関係法規及び関係条例等に基づく改善命令、許可の取り消し、営業の禁停止を受けていません。

記

1. ~ 5. 略

別紙様式 2 自由販売証明書発行申請書

1. 略

2. 誓約事項

本申請書に基づき発行される自由販売証明書(Certificate of free sale)については、輸出しようとする食品が日本国内において流通していることを証明するものであり、輸出される個々の食品の安全性を証明するものではないことを理解するとともに、自由販売証明書の発行については、円滑な食品の輸出が行われることを目的とした行政サービスの一環であり、事前の通告なしに証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、要領の変更等が行われる可能性があること、また、これらの対応により発生した輸出入関係手続き上のトラブル等により発生した損害等については、厚生労働省は補償できないことを了解します。

また、以下の内容を満たすものであることを誓約します。

(1) (2) 略

(3) 当該食品は日本国内で販売されている食品であり、輸出のみを目的として製造された食品ではないこと(商品表示のみ異なる場合を除く。)

(4) ~ (8) 略

住所
氏名

印

(法人にあってはその所在地、名所及び代表者の氏名)

(申請書の記載等に関する注意事項)

1. 2. 略

3. 本申請書の記載内容を確認することができる関係書類(食品衛生法第52条に基づく営業許可証若しくは条例等に基づく営業許可証等、インボイス、パッキングリスト、輸出しようとする食品のパッケージ及び輸出しよう

た実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類、インボイス、パッキングリスト、輸出しようとする食品のパッケージ及び輸出しようとする食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し)を添付すること。

4. 略

別紙様式 3, 4 略

別紙様式 5 食品輸出計画書

年 月 日

厚生労働省 厚生局長 殿

輸出者
住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名：
担当者氏名：
電話番号：
Emailアドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量

する食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し)を添付すること。

4. 略

別紙様式 3, 4 略